

昭和二十三年十一月二十六日

華生社とてたて置る部置に成す。件(案) 三三三 商工省

一趣旨

昭和二十三年十一月二十四日附の貿易片並びに貿易公園の取限に關するGHQ
メモランダム及び去る二月二十三日のGHQ IDPフェニックスの申入りの趣旨
に即応し輸出生産に關する諸障碍を打開し円滑なる運行を實現する
爲輸出生産協議会(假称)を左記の如く設置するものとする。

一構成

委員長 商工次官

副委員長 貿易片次長

委員 経済安定本部

生産局長 外務省総務局長

商工省 貿易局長

商工省 總務局長

機械局長

電氣通信機械局長

化学局長

織造局長

銚山局長

生活物資局長

管理局長

輸出局長

漁業局長

食品局長

畜産局長

水産局長

林野局長官

衛生局長

官房長

海運總局船務局長

産炭片
貿易片
農林省

厚生省
運輸省

臨時委員 若干名

幹事

(印は常任幹事之十)

安本生産局需給課長

貿易局貿易政策課長

貿易庁貿易課長

機械金屬課長

資材課長

商工省総務課長

物資調整課長

炭政課長

電氣通信局
調整課長

化政課長

織政課長

鉱政課長

日用品課長

ゴム皮革課長

商工省 紙業課長

油脂製菓課長

石炭庁 管理課長

農林省 物資調整課長

工業食品課長

厚生省 寝具課長

運輸省 官庁倉庫課長

海運總局 造船課長

右の外必要に應じ随所幹事を依属するものとする

二 運管

1. 会議は定例的に委員会又は幹事会を同様に開催し急遽に緊急事項を処理するものとする。尚緊急の必要ある場合臨時之を招集する。

2. 事の輕易なるものに付ては幹事会が決定を以て便宜委員会が決定とする。